

# 帆走指示書 (SI)

## 1. 規則

- 1.1 本大会は、2021-2024『セーリング競技規則』（以下 RRS という）に定義された「規則」が適用される。
- 1.2 レース公示 (NOR) と帆走指示書 (SI) に矛盾が生じた場合は、SI を優先する。
- 1.3 [DP] の表記は、その規則の違反に対するペナルティを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができることを意味する。  
[SP] は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティのガイドラインは、LINE オープンチャットに掲示される。標準ペナルティを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティが決定する。これは RRS63.1 および付則 A5 を変更している。  
[NP] の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠にはならないことを意味する。これは RRS60.1(a) を変更している。
- 1.4 付則 T を適用する。「レース後ペナルティ」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、規則 A11 を変更している。

## 2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会 LINE オープンチャットで行われる。

## 3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 8:00 までに掲示する。ただし、レース日程の変更は、発行する前日の 18:00 までに掲示する。

## 4. 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部 2 階のフラッグポールに掲揚する。
- 4.2 音響信号 1 声とともに掲揚される『D 旗』は、「出艇を許可する。予告信号は、D 旗掲揚後 20 分以降に発せられる。〔艇は、この信号が発せられるまで、指定されたバースから離れてはならない〕」ことを意味する。[DP] [NP]
- 4.3 個別のレースに対して陸上で『AP 旗』は掲揚しない。予告信号予定時刻の 20 分前までに D 旗が掲揚されない場合には、そのレースのスタートは、時間に定めなく延期されていることを意味する。

## 5. レース日程

5.1 大会およびレースの日程は次のとおりとする。

曜日	時間	内容
7月23日(金)	8:30~ 17:00	艇の搬入受け入れ ※この日の海上への出艇は禁止する。
7月24日(土)	8:00 10:00 11:45 11:50 11:55	受付<オーナーズルーム 2 階> ブリーフィング<オーナーズルーム 正面芝生広場> シーホッパー級 SR 第 1 レース予告信号 ミニホッパー級第 1 レース予告信号 OP 級第 1 レース予告信号 引き続きレースを行う
7月25日(日)	8:00 9:55 10:00 10:05 15:00~	ブリーフィング<オーナーズルーム 正面芝生広場> シーホッパー級 SR その日最初の予告信号 ミニホッパー級その日最初の予告信号 OP 級その日最初の予告信号 引き続きレースを行う 表彰式 [マリーナ] ※表彰式は入賞者のみ参加

- 5.2 本大会は、最大で 5 レースを予定する。
- 5.3 1 日に実施するレース数は、レース委員会の裁量によるものとする。
- 5.4 引き続きレースを実施する場合、艇に注意を喚起するために、予告信号の少なくとも 5 分前に、スタート信号艇に音響信号 1 声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 5.5 最終日のレースの予告信号は、12:00 以降発せられることはない。

## 6. クラス旗

クラス旗は以下のとおりとする。

クラス	旗
シーホッパー級 SR	『シーホッパー級 SR 旗』
ミニホッパー級	『緑旗』
OP 級	『OP 級旗』

## 7. レース・エリア

レース・エリアは、新湊マリーナ沖のおおむね別添図 1 に示すエリアとする。

## 8. コース

- 8.1 別添図 2「コース図」は、通過するマークの順序、各マークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号前にレース委員会艇の信号艇に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

## 9. マーク

- 9.1 マーク 1、2、3 は、オレンジ色の円筒形ブイとする。マーク 1' はオレンジ色の球形ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインの両端に位置するレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、スターボエンドにいるレース委員会艇とポートエンドの黄色の円柱形ブイとする。
- 9.4 指示 11 に従い、次のマークの位置の変更により新しいマークを用いる場合には、オレンジ色の三角錐ブイとする。(ただし、マーク 1' を変更する場合の新しいマークは白色の球形ブイとする) その後、再び新しいマークに置き換える場合は、元のマークを使用する。

## 10. スタート

- 10.1 スタートは RRS26 を用いて、スタートさせる。
- 10.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.3 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていないクラスの艇は、スタート・エリアから離れ、すでに予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。[DP] [NP]
- 10.4 スタート信号の 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは規則 A4 および A5 を変更している。
- 10.5 RRS30.4 に定められたレース委員会による掲示は、レース委員会信号船のプレ・スタート・サイドから見える位置に、次の準備信号が発せられるまでに行われる。

## 11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。

## 12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボの端にあるレース委員会艇の青色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークの間とする。

## 13. ペナルティー方式

付則 P を適用する。

## 14. ターゲットタイム

- 14.1 各クラスのそれぞれのターゲットタイムとフィニッシュ・ウィンドウは、次のとおりである。  
シーホッパー級 SR … ターゲットタイム 40 分  
ミニホッパー級 … ターゲットタイム 45 分  
OP 級 … ターゲットタイム 40 分
- 14.2 RRS30.3、RRS30.4 に違反しないでスタートした最初の艇がコースを帆走してフィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは、RRS35、付則 A4 及び A5 を変更している。

## 15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議および救済または審問再開の要求は、陸上本部で入手できる用紙に記入の上、適切な時間内に提出しなければならない。
- 15.2 抗議締切時刻はその日の最後のクラスの最終レース終了後、またはレース委員会が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後のどちらか遅い方から 60 分とする。その時刻は、大会 LINE オープンチャットに掲示する。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 15.3 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。審問の当事者および証人として指名された競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に大会 LINE オープンチャットに通告を掲示する。
- 15.4 RRS42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、大会 LINE オープンチャットに掲示される。
- 15.5 [NP] の記された規則、レース公示の規則、RRS 付則 G の規則および RRS77 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは、RRS60.1(a)を変更している。
- 15.6 レースを行う最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。
- (a) 再開を要求する当事者がある前日までに判決を知らされていた場合は、最終日の午前 8:30 まで
- (b) 再開を要求する当事者がある同日に判決を知らされた場合は、判決通告後 30 分以内
- この項は、RRS66 を変更している。

## 16. 得点

- 16.1 本大会は各クラスとも 5 レースを予定し、1 レースの完了をもって成立とする。
- 16.2 艇の総得点は、全てのレースの得点合計とする。ただし、4 レース以上成立した場合は、最も悪い得点を除外する。
- 16.3 指示 17 の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3 点を与える。ただし、その艇は「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点が与えられることはない。これは、RRS63.1、付則 A4 及び A5 を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示 17.3 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 17.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 16.4 団体戦の得点方法は、以下のとおりとする。
- (a) 団体参加得点
- ・ 5 名以上参加したチームに 10 点を与える。
  - ・ 各クラスに参加したチームには 5 点を与える。(全クラスエントリーで 15 点)
- (b) 競技得点
- ・ 各クラスは上位 8 名(男女別なく、総合成績)に以下に記す得点を与える。  
1 位: 10 点、2 位: 8 点、3 位: 6 点、4 位: 5 点、…、7 位: 2 点、8 位: 1 点
- (c) 得点集計方法
- ・ 中学校ごとに、団体参加得点と各クラス競技得点のうち各団体の最上位者の競技得点の総和で団体戦の得点を計算する。
- (d) 団体戦のタイ解消法
- ・ 得点の総和がタイになった場合は、参加得点の多い方を上位とする。また、それでもタイが解けない場合は、各クラスの総合順位の上位数の多いチームを上位とする。
- (e) その他
- ・ 団体戦の表彰は、学校単位とする。
  - ・ 団体戦は各クラスそれぞれ総合成績を基本とする。したがって男女分けはしない。

## 17. 安全規定[DP][NP]

- 17.1 出艇及び帰着申告は、各団体の監督(代表者)が、参加選手すべての分をまとめてその都度入退場パス確認所に設置された所定の用紙に速やかに指定された方法でチェックすること。
- 17.2 レースに出場しない場合は、各団体の監督(代表者)が、「DNC」申告をすること。
- 17.3 出艇申告及びレースに出場しない艇の「DNC」申告の時間は、その日の 8 時 00 分から当該クラスの D 旗掲揚 10 分後までの間とする。引き続きレースが予定されている場合、そのレース分も併せて申告することとする。
- 17.4 帰着申告は、帰着時の最後のクラスの最終レース終了後もしくは『N/H 旗』、『N/A 旗』、『AP/H 旗』、『AP/A 旗』掲揚後 60 分間とする。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 17.5 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、再度出艇する際に出艇申告を行うこととする。
- 17.6 レースからリタイアする艇及び引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース海面を離れリタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。帰着後速やかに入退場パス確認所で帰着申告及びリタイア報告書の記入をすること。
- 17.7 レース艇が自ら救助を求める場合は、救助する艇に対し片手を高く上げて合図を送ること。

- 17.8 レース委員会は危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告及び強制救助を行うことができる。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、RRS62.1(a)を変更している。
- 17.9 レース艇は、自らの安全のためマスト・トップに浮力体をつけることができる。
- 17.10 各クラスは NOR12 に示されたバウラインをいつでも曳航できる状態で搭載しておかなければならない。

## 18. 予備

## 19. 乗員の交替と装備品の交換[DP]

- 19.1 乗員の交替は、陸上においてのみ許される。
- 19.2 損傷または紛失した装備品の交換は、レース委員会の承認がなければ許可されない。交換の要請は最初の妥当な機会に、書面によりレース委員会に行わなければならない。

## 20. サポート・ボート

- 20.1 サポート・ボートの持ち込みを希望する学校は、事前に開催地実行委員会に連絡し許可を取らなければならない。サポート・ボートは、出艇してから帰着するまでの間、レース委員会が用意した旗を常に掲揚しなければならない。
- 20.2 全てのサポート・ボートへの救助活動要請は、レース委員会艇に「赤十字」旗を掲揚して通告する。この要請があった場合に限り、救助活動のためにレース・エリアに入ることが許される。(救助のために定員の $\frac{1}{2}$ 以上の乗艇は行わない)
- 20.3 サポート・ボートは引き続きレースが行われる場合は、各レース終了後、競技者との飲食物の授受支援のみ行ってもよい。
- 20.4 サポート・ボートは、最初のスタートするクラスの準備信号から全ての艇がフィニッシュするかレースが延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまでは、レース艇、レース委員会艇およびプロテスト委員会艇を妨げてはならない。また各クラスの予告信号からレース終了までの間、各マークを結んで出来る多角形の各辺から外側に約 100m隔てた平行線に囲まれるレース・エリア内に進入してはならない。さらに全てのレース中の艇から約 100m以上の距離を隔てて航行しなければならない。
- 20.5 サポート・ボートは、ヨット・モーターボート保険（対人対物賠償責任保険及び搭乗者傷害保険を含む）に加入していなければならない。

## 21. ごみ処理[DP]

艇は、ごみを水中に投棄してはならない。ごみは、サポート・ボートまたは海上のレース委員会艇に預けることができる。

## 22. 無線通信[DP]

艇は、海上において無線の送受信を行ってはならない。これは、携帯電話及び GPS にも適用する。

## 23. その他

- 23.1 主催団体は、規則等に違反した艇の所属団体に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。損害の補償に関しては、主催団体の裁定に従うものとする。
- 23.2 万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして万全の事故対策を立てておくこと。
- 23.3 参加者は艇及び自身の映像や名称が放送、出版、広告媒体、その他へ露出されることについて同意したものとする。またこれに対する対価を求めることができない。

## 【帆走指示書についての質問】

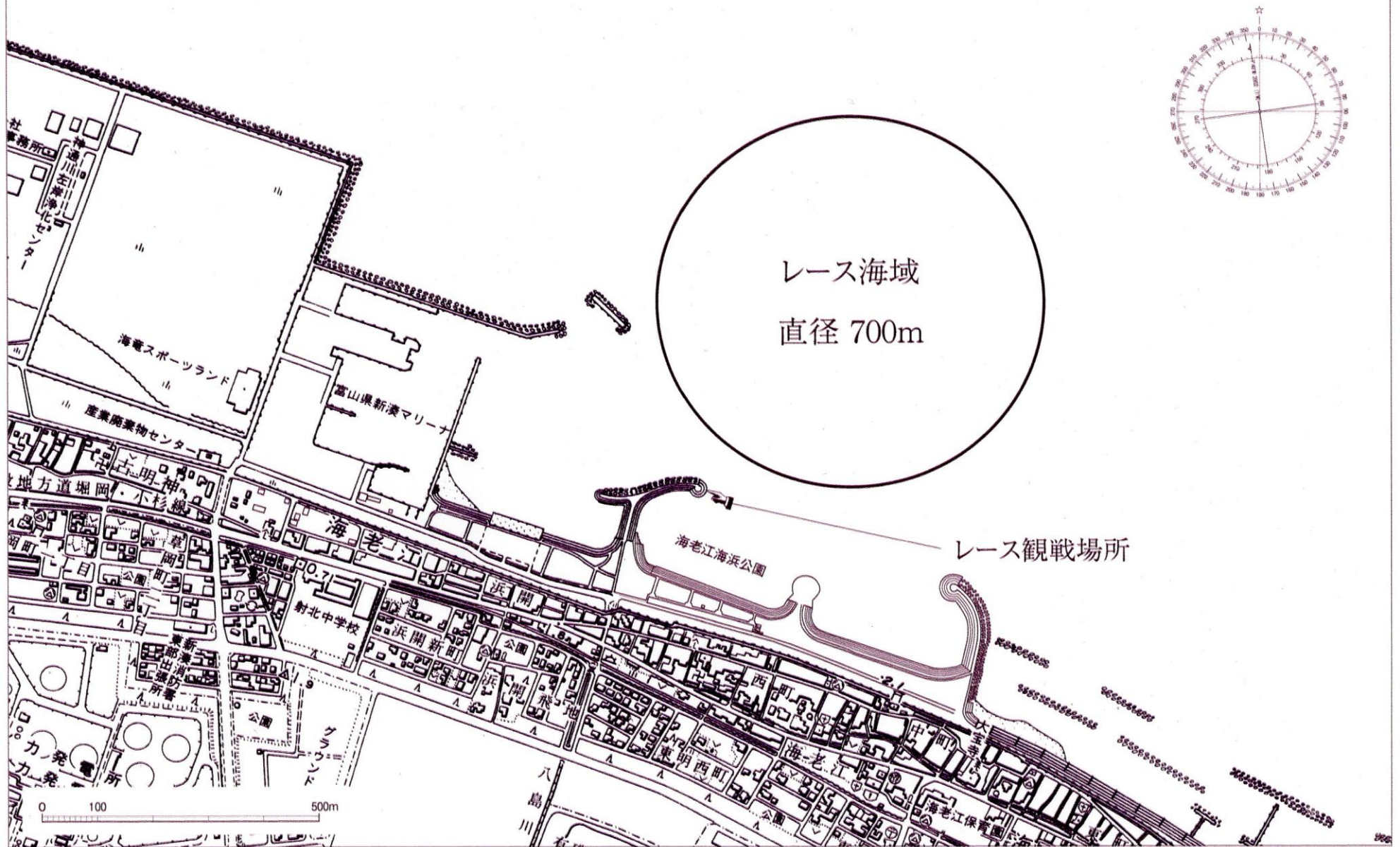
帆走指示書の内容に関する質問を7月20日(火)まで、文章で受け付ける。  
回答は、7月23日(金)までに LINE オープンチャット上に掲示する。

送付先 〒933-0224 富山県射水市堀岡古明神 138-1  
第19回全国中学校ヨット選手権大会実行委員会事務局  
競技運営担当 村井 隆 宛

## 潮汐表 [射水市堀岡新明神 36° 47' N 137° 7' E]

日付	満潮		干潮		満潮		干潮	
	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
7月24日(土)	4:12	41cm	13:34	52cm	7:23	39cm	21:46	15cm
7月25日(日)	4:47	41cm	14:28	52cm	8:12	38cm	22:35	16cm

別添図1 レース・エリア (1/10,000)



別添図2 コース図

